

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第三号

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第三号中「年二・六パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。